



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

695	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿社会課)..... 1
696	指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)..... 1
697	〃	(〃)..... 2
698	〃	(〃)..... 2
699	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 2
700	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課)..... 3
701	〃	(〃)..... 4
702	公共測量の実施	(技術調査課)..... 4
703	公共測量の終了	(〃)..... 4
704	道路の位置の指定	(都市政策課)..... 4
705	随意契約の相手方の決定	(会計課)..... 5

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 5
---------------	----------------

告 示

和歌山県告示第695号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指 定 年月日	指 定 の 有効期間の 満了の日
30718009 02	株式会社二四〇	すずのき	和歌山県岩出市岡田54 3-2	通所介護	令和 5.6.1	令和 11.5.31

和歌山県告示第696号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指 定 年月日
3011000 894	特別養護老人ホームさくら苑	橋本市高野口町 大野1844-133	短期入所（併設型）	特になし	社会福祉法人博寿会	橋本市高野口町 大野1844-133	令和 5.6.1

和歌山県告示第697号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300392	多機能型事業所 えん	新宮市木ノ川字八反田84-1	就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和5.6.1

和歌山県告示第698号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300624	多機能型事業所 わかば園	新宮市下田二丁目6番40号	生活介護 就労継続支援B型	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	令和5.6.1

和歌山県告示第699号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス宇須店
和歌山県和歌山市宇須二丁目275-14外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 横山英昭
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年1月25日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,358㎡
- 6 駐車場の収容台数
45台
- 7 駐輪場の収容台数
20台
- 8 荷さばき施設の面積
32.0㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.3㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午後9時50分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
令和5年5月24日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 令和5年6月6日から同年10月6日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第700号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第701号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 日高郡みなべ町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第702号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき農林水産省近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（用地測量）
- 2 作業期間 令和5年4月28日から同年7月26日まで
- 3 作業地域 和歌山県紀の川市桃山町市場

和歌山県告示第703号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき美浜町長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 作業の種類 公共測量（数値地形図データ更新）
- 2 作業期間 令和5年3月10日から同月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県日高郡美浜町地内

和歌山県告示第704号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3631	海南市且来字大峰796番の一部、797番の一部、水路	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	令和 5. 5. 19	6. 20	104. 43

和歌山県告示第705号

令和5年度和歌山県財務会計システム改修（物品調達データ連携）業務委託の契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

令和5年度和歌山県財務会計システム改修（物品調達データ連携）業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局会計課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年5月17日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通Japan株式会社和歌山支店
和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号

5 随意契約に係る契約金額

46,450,800円（うち消費税及び地方消費税の額4,222,800円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

公 告**都市計画の図書の写しの縦覧公告**

九度山町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和5年6月6日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 都市計画の種類及び名称

九度山都市計画下水道（九度山町公共下水道）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課